

景気対策の一環として、地方税法が一部改正されました。

1年間だけの特別措置として、平成6年度分で市・県民税の特別減税が行われます。

市・県民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割とで構成されています。今回の特別減税の対象となるのは、所得割のみ。

市・県民税の所得割額の20%相当額（20万円を限度）が減税される仕組みについてお知らせします。

# 所得割額の 20%相当額が 減税されます

# 平成6年度分 市・県民税 の 特別減税

## 特別減税の実施方法

市・県民税を特別徴収（給与天引き）されている人と普通徴収（個人）で納めている人とは、実施方法が異なります。

### ●給与所得者などで特別徴収（給与天引き）されている人

平成6年6・7月分は給与から徴収せず（市・県民税なし）、特別減税額を控除した残りの年税額を8月～平成7年5月の10ヵ月間で徴収します。

### ●給与所得者、事業所得者、公的年金受給者などで普通徴収（個人）で納めている人

平成6年第1期分（6月）の税額から特別減税額を控除し、第2～4期分（8月、10月、平成7年1月）は、減税前の年税額の4分の3を割り振りして徴収します。



### 特別徴収って何？



毎月の給料からは、所得税とともに市・県民税も徴収されます。市・県民税は、前年分の課税所得に対して算出された税額を毎月（6月～翌年5月）の給料から12等分で、徴収されています。

## 手続は必要ありません

## 特別減税額の算定方法

### ◇特別減税額の算定方法

A 特別減税前の県民税所得割額

B 特別減税前の市民税所得割額

### (1) 県民税の特別減税額

$$C \quad \{(A+B) \times 0.2\} \times \frac{A}{(A+B)}$$

※ A～Dに100円未満の端数がある場合、A・Bはその端数を切り捨て、C・Dは、その端数を切り上げます。

### (2) 市民税の特別減税額

$$D \quad \{(A+B) \times 0.2\} - C$$

※  $\{ \}$  の計算で、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、 $\{ \}$  の計算で算出された額が20万円を超えるときは、20万円とします。

### ◇特別減税後の市・県民税所得割額

#### (1) 特別減税後の県民税所得割額

$$A - C \quad \text{特別減税前の県民税所得割額(端数未処理) - 県民税の特別減税額}$$

#### (2) 特別減税後の市民税所得割額

$$B - D \quad \text{特別減税前の市民税所得割額(端数未処理) - 市民税の特別減税額}$$

※特別減税後の県民税所得割額・市民税所得割額は、端数処理を行いません。

# 平成6年度分市・県民税の計算例

源泉徴収票をもとに、あなたの市・県民税を計算してみましょう

特別徴収(給与天引き)されているサラリーマンで年収400万円、扶養家族は妻と子2人(19歳の大学生と15歳の中学生)の場合

(1)総所得金額(給与所得の計算) ※総所得金額の計算方法は、給与収入金額によって異なります。

給与収入金額  
400万円×80%－49万5,000円＝270万5,000円・・・(1)

平成5年分 給与所得の源泉徴収票(例)

(2)所得控除額	所得税	市・県民税
基礎控除	35万 円	31万 円
配偶者控除	35万 円	31万 円
配偶者特別控除	35万 円	31万 円
扶養控除		
・特定扶養控除	50万 円	39万 円
・一般扶養控除	35万 円	31万 円
社会保険料	30万 円	30万 円
生命保険料控除	5万 円	3万5,000円
損害保険料控除	1万5,000円	1万 円
	226万5,000円	197万5,000円・・・(2)

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	受給者番号(フリガナ)
	富士市永田町1丁目100番地	永田太郎	ナカ タ タ ロウ
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与	400,000	270,500	226,500
源泉徴収税額			44,000
控除対象配偶者	控除対象扶養親族	障害者の数	社会保険料等の金額
有 無	有 無	有 無	有 無
有	有	有	有
妻 花子	長男 一郎	二男 二郎	配偶者の合計所得
			個人年金保険料の金額
			長期損害保険料の金額
夫あり	本人が障害者	老 年 者	中途就・退職
未成年者	特別	一 般	受給者生年月日
乙	本人が障害者	特 別	5 〇 〇 〇 〇
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	
	富士市高島町40番地	(株)中央建設	
整理欄	①	②	

(3)課税総所得金額  
(1)総所得金額－(2)所得控除額  
270万5,000円－197万5,000円＝73万円・・・(3)

(4)所得割額  
①特別減税前の所得割額

●県民税  
(3)課税総所得金額×税率－速算控除  
73万円×2%－0円＝1万4,600円・・・(A)

課税総所得金額	税率	速算控除
550万円以下	2%	0円
550万円 超	4%	11万円

●市民税  
(3)課税総所得金額×税率－速算控除  
73万円×3%－0円＝2万1,900円・・・(B)

課税総所得金額	税率	速算控除
160万円以下	3%	0円
550万円以下	8%	8万円
550万円 超	11%	24万5,000円

②特別減税額【6ページの算定方法をごらんください】  
●県民税の特別減税額  
(A) (B)  
 $\{(1万4,600円 + 2万1,900円) \times 0.2\} \times \frac{(A) 1万4,600円}{(1万4,600円 + 2万1,900円)} = 2,920円$

※100円未満の端数切り上げにより、3,000円・・・(C)

●市民税の特別減税額  
(A) (B) (C)  
 $\{(1万4,600円 + 2万1,900円) \times 0.2\} - 3,000円 = 4,300円・・・(D)$

★年収400万円・夫婦と子2人の場合

県民税3,000円と市民税4,300円の合計7,300円が減税に!!

③特別減税後の所得割額  
●県民税 (A) (C)  
1万4,600円－3,000円＝1万1,600円・・・(E)  
●市民税 (B) (D)  
2万1,900円－4,300円＝1万7,600円・・・(F)

(5)特別徴収税額  
●年税額(県民税+市民税) ※県民税、市民税ともに100円未満の端数切り捨て

(E) (均等割) (F) (均等割)  
(1万1,600円+700円)+(1万7,600円+2,000円)＝3万1,900円・・・年税額

●特別徴収税額[6・7月分の給料からは徴収されず、8月分から徴収されます]  
平成6年8月分 4,000円  
9月～平成7年5月の各月 3,100円(9回) } 3万1,900円

問い合わせ

市民税課 市民税第1係

内線2351～2354